



各 位

平成 26 年 4 月 21 日

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育  
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次  
(コード番号：4714 東証第一部)  
問 合 せ 先 責 任 者 情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 劉 賢 一 郎  
情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 石 田 敦 英  
(TEL 03-5996-3701)

## 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 26 年 3 月 7 日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成 26 年 4 月 18 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 4 億 1,477 万円及び納付期限を平成 26 年 6 月 19 日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、上記課徴金につきましては、平成 26 年 4 月 18 日発表済の平成 26 年 2 月期決算短信に計上しており、平成 27 年 2 月期の業績に与える影響はございません。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、今後二度とこの様な問題を起こさぬように、再発防止および信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上